

一般社団法人マシンインテリジェンス研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人マシンインテリジェンス研究会(以下「本法人」という)と称する。本法人の英文名はMachine Intelligence Tohoku Societyと表記する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、産学官連携活動を軸に、マシンインテリジェンス技術を用いた、仙台から東北発のオンリーワンな革新的なものづくり、或いはイノベーティブな製品開発など、新たな事業基盤の醸成を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 上記の目的を達するために、以下の事業を行う。

- (1) 講演やディスカッション等のオープンな情報交換会
- (2) 関連市場に関するニーズ・シーズ調査
- (3) 域内外企業等とのマッチングの設定
- (4) 域内外企業等からのニーズ・課題を解決する分科会組成とコンサルティング支援
- (5) 他地域への情報発信・広報活動
- (6) 若手技術者を中心とした相互勉強会
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(公告の方法)

第6条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第7条 本法人の会員は次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。但し、正会員であっても、社員となることを辞退することが出来る。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、第9条に定める手続に従い入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同して、事業の推進を援助するために第9条に定める手続に従い入会した団体
- (3) 特別会員 本法人の目的に賛同して、事業に協力するために第9条に定める手続に従い入会した学識経験者又は公的機関

2 社員は、無報酬とする。

(経費等の負担)

第8条 正会員、賛助会員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員及び賛助会員は、下記に定める年会費を一口以上納めなければならない。

正会員 一口 30,000円

賛助会員 一口 15,000円

3 会費はすべて前納とし、既納の会費は返納しない。

4 入会が事業年度の途中であっても、年会費の全額を納めなければならない。

(入会および退会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、事務局に退会届を提出することにより、随時本法人を退会することができる。

(除名)

第10条 会員において、本法人の目的および事業に反する行動、言動や、自己の利益のみを追求する行動などがみられ、本法人の事業活動に支障をきたすものと理事会が判断した場合、或いは、反社会的勢力と関係があると判明した場合等、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により本法人会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

- (4) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 会長及び役員

(会長及び役員)

第12条 本法人は、下記の会長及び役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 3名以上14名以内
 - (3) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、数名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

(会長)

第13条 会長は、本法人の事業遂行に必要とする者を社員総会の決議を経て委嘱する。

(理事、監事)

第14条 理事、監事は、社員総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会において選任する。

(理事長、副理事長)

第15条 理事長、副理事長は本法人を代表する。

(理事長の職務)

第16条 理事長は、理事会の会務を統括する。

(副理事長の職務)

第17条 副理事長は、理事長を補佐するとともに、会務の執行を分担する。

(監事の職務)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4章 社員総会

(種類)

- 第20条 本法人の社員総会は、通常社員総会および臨時社員総会の2種類とする。
- 2 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は次の場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員が理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求したとき

(社員総会の構成)

- 第21条 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
 - 3 理事、監事及び事務局担当理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。
 - 4 会長、賛助会員、特別会員、顧問及びコーディネータは、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(社員総会の招集)

- 第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 社員総会の招集は、開催日の1週間前までに、会議事項、日時および場所を示した文書により通知する。

(議決事項)

- 第23条 社員総会において、議決を受けなければならない事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 研究会資産の運用
 - (4) 会長、理事、監事、事務局および顧問の選任及び解任
 - (5) 会員の除名
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

- 第24条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長が行う。

(定足数)

第25条 社員総会は、社員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 社員総会は、法令によって定められた手続きに従い、書面、電磁的方法又は代理人により議決権を行使することができる。

(議決)

第26条 社員総会の議事は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議・報告の省略)

第27条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 社員数及び出席社員数
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 法の規定により社員総会において述べられた意見又は発言の内容
 - (5) 出席した理事、監事の氏名又は名称、社員総会の議長の氏名、議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名
- 2 議事録は、議事録の作成に係る職務を行った者及び議長が指名する議事録署名人が記名押印し、事務局が保管する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事長、副理事長、理事および監事をもって構成する。

- 2 代表理事が必要と認めたときは、会長、賛助会員、特別会員、顧問、コーディネータを理事会に招集することができる。

(開催)

- 第30条 理事会は、下記の場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故ある時は副理事長が行う。

(決議事項)

- 第31条 理事会において、立案、協議、決議しなければならない事項は、次のとおりとする。
- (1) 基本的事業方針に関する事項
 - (2) 活動に関する体制、及び事業年次計画
 - (3) 理事長、副理事長及びコーディネータの選任及び解任
 - (4) 会員の入会
 - (5) 細則の制定又は変更
 - (6) その他社員総会決議事項を除く、会務の執行に関する重要な事項

(議決)

- 第32条 理事会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案 について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においてはその事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長（事故により理事長が欠席したときは定款第30条第3項により議長となった副理事長）及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 事務局

(事務局)

- 第36条 本法人の事務処理のため、事務局を置く。
- 2 事務局は社員総会の議を経て、決定する。
 - 3 事務局は、社員総会、理事会の補佐及び会計事務を所管する。

第7章 顧問

(顧問)

- 第37条 本法人に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、本法人に必要とする者を社員総会の議を経て委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会等に参加して、本会の活動に資する意見もしくは助言を行うことができる。

第8章 コーディネータ

(コーディネータ)

- 第38条 本法人にコーディネータをおくことができる。
- 2 コーディネータは、本法人の事業遂行に必要とする経験者を理事会の議を経て委嘱する。
 - 3 コーディネータは、本法人の活動に資する活動を行うとともに、社員総会、理事会の活動を支援する。
 - 4 コーディネータには、その職務を行うに要する報酬等を支払うことができる。この場合の報酬等の基準については、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産)

- 第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 資産から生じる果実
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入

(寄付の受領)

- 第40条 寄付金品は、理事会の決議を経てこれを受領する。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(決算)

第42条 本法人の決算は、監事の監査を経て、通常社員総会で承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、通常社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併による消滅
- (4) 破産手続きの開始
- (5) 解散命令又は解散を命ずる裁判

(残余財産の処分)

第46条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。